

第144回人口・社会統計部会 議事録

1 日 時 令和6年7月9日（火）10:00～12:00

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室及び遠隔開催（Web会議）

3 出席者

【委員】

津谷 典子（部会長）、久我 尚子、佐藤 香、富田 敬子

【臨時委員】

宇南山 卓、加藤 久和、川口 大司

【審議協力者】

東京都、大阪府

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部国勢統計課：中村課長、齊藤調査官ほか

【事務局（総務省）】

山田大臣官房審議官

統計委員会担当室：谷本室長、松井政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：森統計審査官、山下副審査官ほか

4 議 題 国勢調査の変更について

5 議事録

○津谷部会長 それでは定刻になりましたので、ただ今から第144回人口・社会統計部会を開催いたします。

構成員の皆様におかれましては、お忙しい中、御参加いただきありがとうございます。昨年度の社会教育調査の審議以来、久しぶりの部会の開催になりますが、どうぞよろしくお願いたします。

本日は、これまでと同じように、こちらの会場とWEBの併用で審議を進めていきたいと思ひます。WEBで御参加いただひている皆様には、ネットワークの状況で、途中で声が途切れたり、聞きづらひなど、不具合が生じる場合もござひます。そのような場合には、遠慮なくお知らせいただひたいと思ひます。

本日は、6月26日の第206回統計委員会で諮問されました国勢調査の変更について、第1回の審議を行ひたいと思ひます。

では、審議に先立ちまして、私から3点ほど申し上げます。

まず1点目は、審議の進め方についてです。審議はこれまでと同様に、審査メモに沿って、まず事務局から審査状況と論点を説明していただひた後、調査実施者である総務省統計局から、論点に対する回答をお願ひしたいと思ひます。その上で質疑応答を行うという

形で、審議を進めていきたいと思っております。なお、この過程で、説明されている資料や議論になっている資料などを、随時、事務局に画面に表示していただきます。

2点目は、参考2でお示ししている審議スケジュールについてです。今回の諮問について、本日を含め4回の部会の日程をここに記しておりますが、調査票の郵送配布の導入につきましては、この部会審議と並行して現在行われている第3次試験調査の結果を踏まえて、調査実施者である統計局の方針が決まるということです。この第3次試験調査結果の分析については、8月の下旬頃までには完了するという事ですので、それを踏まえた具体的な審議につきましては、最終回の9月18日の部会で行いたいと考えております。ただ、試験調査の結果が出る前に審議できる部分もあると思っておりますので、それについては先行して議論していきたいと考えております。なお、最終的な答申案につきましては、10月に開催が予定されている統計委員会で報告する予定です。

最後に3点目ですが、本日の審議は12時までを予定しております。ただ、審議の状況によって、予定時間を若干過ぎる場合もあるかと思っております。そのような場合には、御予定のある方は御退席いただいて結構でございます。

以上、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、審議に入りたいと思っております。

お手元にある資料1-1の諮問の概要については、統計委員会で既に御説明いただいておりますので、時間を節約するために、この場での説明は割愛させていただきます。

なお、先月の統計委員会で諮問が行われた際に、富田委員から、今回の変更事項の1つである「5年前の住居の所在地」等の継続把握について、賛同のコメントを頂きました。ただ、そのほかには、委員の方々から特段の御質問や御意見はございませんでしたので、早速、今回予定されている変更事項についての審議に入らせていただきたいと思います。

まず、審査メモの2ページから5ページにかけて記されている調査事項の変更についてです。調査事項の変更は2つ予定されておりますが、説明はまとめて行っていただきたいと思います。

まず、事務局から御説明をお願いいたします。

○山下総務省政策統括官（統計制度担当）付副統計審査官 それでは、事務局の山下から説明いたします。

まず1つ目の変更事項としまして、審査メモの2ページ目になります。これまで大規模調査年の調査事項として、10年ごとに把握することが想定されていた「現在の住居における居住期間」と「5年前の住居の所在地」について、簡易調査においても調査事項として設け、本調査の実施の都度、5年置きに毎回継続的に把握することが計画されております。この2つの調査事項は、簡易調査年は通常把握しない事項であります。前回の簡易調査年である平成27年調査の際に、平成23年に発生しました東日本大震災の影響分析等のために、いわゆる例外的な対応として調査事項とされ、結果として平成22年調査から継続して把握しているという状況になっております。ただ、前回調査の申請手続の際、調査実施から、改めて大規模調査年の調査事項として整理する旨の意向が示されておりました。しかし、ウに記載しておりますが、前回の統計委員会答申で、継続把握について検討するよう

指摘があったこと、また、関係各所からも継続把握について要望があったことから、当初の意向を改め、今回調査においても継続して把握することとされたものです。なお、エの部分では、第1次・第2次試験調査での確認状況や、ほかの統計による代替可能性の検討についても記載しております。

これらを踏まえますと、審査メモ3ページ目のオの部分になりますが、1点目、「5年前の住居の所在地」について、住民基本台帳人口移動報告では代替できないものであることを確認していること、2点目、利活用者である各府省及び地方公共団体の要望を受けた対応であること、3点目、平成22年調査から継続的に調査事項としており、特に支障は発生していないこと、また、試験調査の検証においても十分な記入が確保されていることを確認していること、これらのことから、審査管室としては適当であると考えており、特に論点を立てておりません。

続きまして、もう一つの調査事項の変更についても御説明いたします。審査メモ4ページ目の②になります。調査員が目視確認で記入していた「世帯の種類」と「住宅の建て方」について、これらを報告者の回答事項に変更することが予定されています。把握内容に変更はありませんが、誰が回答を記入するかということについて変更するというものです。

審査メモ4ページ目の図表2を見ていただきますと、一戸建てか共同住宅か等を把握する「住宅の建て方」については、平成22年調査までは報告者自らが記入する項目、自計の項目として設けられておりました。しかし、平成27年調査の際に、従来大規模調査のみで把握していた調査事項の「現在の住居における居住期間」及び「5年前の住居の所在地」について、簡易調査年においても把握することになったことに伴って、報告者の負担軽減の観点から、調査票に記入して提出する場合には調査員が記入する他計項目に変更され、それ以降は他計項目として位置付けられてきました。ただし、報告者がオンライン回答を行う場合に当たっては、「世帯の種類」及び「住宅の建て方」についても報告者が回答することとされてきました。このような経緯があるのですが、総務省統計局は、審査メモ4ページ目の下のイの部分になりますが、①近年、地方自治体が調査員の人員確保に苦慮する中で、調査員の事務負担軽減の観点から、調査員に記入させる調査票設計の在り方について見直しを求める意見・要望が地方自治体等から寄せられていること、②前回調査においては、調査員が世帯ごとに「世帯の種類」及び「住宅の建て方」を調査票に記入した上で、関係書類とともに報告者に配布していたが、その際に別の世帯用の調査票を配布してしまうなどの誤りが発生したという理由により、「世帯の種類」及び「住宅の建て方」について、調査票に記入して提出する場合についても、オンライン回答をする場合と同様に自計項目に変更することを計画しております。

変更後の調査票のイメージは、審査メモ5ページ目の図表3のとおりです。これについては、調査員の事務負担軽減を図りつつ、調査の円滑化を目的とするものであり、おおむね適当と考えておりますが、報告者負担等の観点から、論点を2つ立てております。

事務局からは以上になります。

○津谷部会長 ありがとうございます。今回の変更事項の①については、従来、大規模調査年である、西暦の末尾が0で終わる年にしか尋ねられていなかったものを、東日本大

震災を契機に、簡易調査年である西暦の末尾が5で終わる年にも臨時に把握しておりましたが、これを今後継続していくということで、今回の令和7年国勢調査においても継続するというものです。この変更はいろいろな御要望に応えたものであるという観点から、特に論点は立てられておりません。ただ、②の変更については論点がございますので、調査実施者である統計局から、御回答をお願いいたします。

○中村総務省統計局統計調査部国勢統計課長 統計局でございます。審査メモで示された論点に対する回答ということで、資料3に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、この論点、この四角囲みのところでございます。2つございまして、1つ目でございますが、まず平成27年の調査、簡易調査年で、「現在の住居における居住期間」及び「5年前の住居の所在地」を調査事項として追加、これを考慮しまして、「住宅の建て方」につきましては、報告者負担軽減の観点から他計方式に変更いたしました。それから、これから令和7年調査につきましても、この「現在の住居における居住期間」と「5年前の住居の所在地」を継続して把握するというので、平成27年と同様の状況でございますが、「世帯の種類」と「住宅の建て方」を自計方式に変更するというので、負担軽減の観点でどのように考えているかということと、2つ目といたしまして、試験調査で具体的にどのような検証を行い、どのような結果が得られたのかということで、まとめて回答させていただきます。

その回答欄でございます。他計方式から自計方式に変更するというので、御指摘のとおり、報告者の記入負担が生じる可能性がございますので、第1次試験調査及び第2次試験調査において、具体的な記入状況について検証を行った次第でございます。下の図表1を御覧いただければと思います。調査事項別記入不備のある割合ということで、この記入不備というのは、未記入ですとか、誤記入、そのようなものを含むものでございます。まず「世帯の種類」で、第1次試験調査で1.8%、第2次試験調査で1.5%、「住宅の建て方」については、1次試験で1.6%、2次試験で1.1%ということで、いずれも記入不備のある割合が1%台ということで、かなり記入がされているというふうに判断できるかと思っております。ほかの調査事項と比べても、ほぼ遜色ない状況、十分な記入状況を確保できていると判断しております。

2ページ目に参りまして、次に、記入のしやすさということにつきまして、第1次試験調査の際に世帯アンケートを実施いたしました。その結果が図表の2にございます。この青い棒線のところが「調査票を見ただけで、どの選択肢に該当するかが分かった」、オレンジ色の部分が「調査票を見ただけでは分からなかったが、「記入のしかた」を見て、どの選択肢に該当するかが分かった」ということございまして、図表の2の上の方が「世帯の種類」、下の方が「住宅の建て方」というものでございます。いずれも、年代別で見ましても、調査票を見ただけで、もしくは記入のしかたを見て、どの選択肢に該当するかが分かったということで、報告者も記入が難しいというものではないと言えるのではないかとということで、報告者負担について、調査実施上特段の支障はないものというふうに判断したものでございます。

説明は以上となります。

○津谷部会長 御説明ありがとうございました。①の変更につきましては、特に論点はありませんが、改めて状況等を御説明いただきました。②の変更についてのみ、第1次試験調査の結果も踏まえて御回答を頂きました。ただ、この簡易調査年においても、継続して把握が計画されている①について、先月の統計委員会で富田委員から御賛同のコメントを頂いておりますが、そのほか、もし御質問や御意見がありましたら、お願いできますでしょうか。

加藤臨時委員、お願いいたします。

○加藤臨時委員 御説明ありがとうございます。1点目の5年前からの人口移動というのは、最近、皆様御存じのように、やはり人口の東京一極集中というような様々な問題もございまして、これは必ず、是非入れていただきたいなと思います。これは本当に重要な項目ではないかということでコメントさせていただきます。

2点目ののですが、変更事項の②についても、自計方式にするというのは、今後このような国勢調査も将来的にオンラインということ为前提として考えていくと、オンラインであれば、自計方式になります。自計方式がこれからは主流になっていくということでもありますので、このような形の変更というのは十分考えるべきところではないかなと思っております。

私からのコメントは以上です。ありがとうございました。

○津谷部会長 ありがとうございます。では、宇南山臨時委員、お願いいたします。

○宇南山臨時委員 宇南山です。今回追加されるのは非常にいいことで、私も賛成するところであります。この国勢調査、非常に重要な調査ですので、あまり軽々しいことは言えないのですが、現状の大規模調査と簡易調査というものを、特に今回追加されることも考え、調査項目とかを比較すると、かなり小さくなっているというふうに理解しています。その中で、特に最近注目されている調査項目として、学歴というものがあります。これは大規模調査年しか調査されない項目で、今回追加してほしいということではないのですが、大規模調査と簡易調査の差が縮まっている中で、どのような項目は簡易調査で調べて、どのような項目は大規模調査で調べるという基準が、もう少し明らかになった方がいいと思われ、恐らくは次回、2030年は大規模調査年になるのであまり問題ないと思えますけれども、今後少し大規模調査の意義みたいなもの、逆に言えば、大規模調査を毎回やってはいけない理由というのはどういうものか御検討いただくと、国勢調査が、もちろん全数を把握するという意味では非常にセンシティブなので、あまり質問項目を増やしたくないというのは理解するのですが、5年ごとに同じ調査をした方が、様々な面で負担がむしろ小さい可能性もあると思いますので、御検討いただくとありがたいと思います。今回の変更に関しては全く賛成しておりますが、一言述べさせていただきます。

以上です。

○津谷部会長 宇南山臨時委員、ありがとうございました。これは御意見というか、御質問であると思います。もし統計局から、これについて何かコメントや御回答をいただけるようでしたら、お願いいたします。

○中村総務省統計局統計調査部国勢統計課長 ありがとうございます。ただ今宇南山臨時

委員からの御指摘ございましたとおり、大規模調査と簡易調査の差が年々少なくなっているのではないかとということで、項目数としまして、大規模で19項目、簡易調査として17項目ということで、その違いが、今御紹介ありました教育の学歴の部分と、あとは利用交通手段という2つの差ということになってございます。この大規模調査と簡易調査の違い、これは統計法の中でもございまして、10年ごとに基本的には行うということで、その5年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を行うことになってございまして、整理としましては、10年ごとというのは、いわゆる国連勧告に基づいてということで、諸外国も大体10年に一度は行っていると。一方で、やはり10年ごとのデータでは間隔が少し開き過ぎるのではないかとということで、従前から5年目に当たる年に簡易調査という位置付けで、日本では5年ごとに行っているというのが今までの経緯ということでございます。

ただ今御指摘いただきましたとおり、その違いとか整理については、今後、少し整理をしていく必要があるのではないかとことですので、にわかにならざるということのはなかなか難しいのですけれども、今後の中長期的なところで少し考えさせていただければというふうに考えてございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。統計法によると、大規模調査は10年に一度行うものであるが、5年に一度簡易な方法による調査をやるということになっているということです。10年の中間である5年目の調査については、いろいろなことがあるかと思いますが、有用な情報を提供していると思います。ただ、宇南山臨時委員から先ほどいただいた御指摘については、かなり大きなテーマでもありますので、今後これについては考えていきたいという御回答であったと思いますが、宇南山臨時委員、いかがでございますか。

○宇南山臨時委員 はい。10年ぐらいのタームで考えていただければと思っています。よろしく申し上げます。

○津谷部会長 ありがとうございます。川口臨時委員からもお手が挙がっております。川口臨時委員、お願いいたします。

○川口臨時委員 どうも御指名ありがとうございます。また、丁寧な説明をありがとうございました。

この住んでいた場所を聞くということで、アメリカの国勢調査だと、たしか生まれた州を聞いているのです。リクルートワークスがやっているパネル調査だと、15歳のときにどの都道府県に住んでいたかという形で、ライフステージのどこかの点を定めて、どこに住んでいたかというのを聞くという形になっていて、そうすると、生まれ育った環境がその後の就労とかにどういう影響が与えられるのかということが分かったりして、使い出があるということで、もちろん人口移動を捉えるということだと、今の国勢調査の聞き方が望ましいということだと思いますが、別の観点からすると、ライフステージのどこかの時点を決めてどこに住んでいたのかという質問項目というのもすごく使い出があるということで、今回の御提案には全く賛成なのですが、長期的な検討課題として、そのようなことも御検討いただけるとありがたいと思いました。コメントです。ありがとうございます。

○津谷部会長 川口臨時委員、ありがとうございます。川口臨時委員の御発言はコメントということですが、ライフコースにおいて15歳は義務教育が終わる年齢であり、その後

のライフコースに与える影響という意味で、データの有用性について今後考えていってほしいということですが、統計局からお答えはございますでしょうか。

○中村総務省統計局統計調査部国勢統計課長 川口臨時委員、ありがとうございます。国勢調査の調査事項につきましては、御承知のとおり、本当に様々な施策ですとか、民間でも利用されているということで、いろいろな要望を踏まえて、調査事項も今後精査していくということで、毎回各府省、地方公共団体、その他様々な要望を頂いた上での判断ということになってくるかと思いますので、御意見としてまず承りながら、また今後の参考とさせていただきますとさせていただきます。

○津谷部会長 ありがとうございます。そのほか何か御質問、御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

今回の調査事項の変更は2点ございます。一点目は簡易調査年にも大規模調査年の調査事項とされていた2つの事項を継続的に把握するということ。二点目は、過去2回の調査では、調査員が記入していた「世帯の種類」及び「住宅の建て方」を、今回の調査では自計に戻すということですが、委員の皆様方から御賛いただきましたので、これらについて、承認するというのでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次に調査の実施期間及び実施方法の変更について、審議を行いたいと思います。

まず、事務局から御説明をお願いいたします。

○山下総務省政策統括官(統計制度担当)付副統計審査官 審査メモ上では6ページから、郵送配布の導入について記載をしておりますが、こちらは第3次試験調査結果の関連もあるということで、後に回ささせていただきます、8ページになりますが、調査実施期間と、実施方法の変更について御説明をさせていただきます。

この変更については、審査メモ8ページ目の図表5にイメージとしてまとめておりますが、全体の調査開始から終了までの期間の長さは維持しつつ、まず【1】としまして、前回9月14日から調査票等を配布していたものを、今回は配布開始を1週間後ろ倒しした上で配布期間を拡大し、土日がそれぞれ2日、計4日含まれる形にするという変更になります。この変更の理由については、アの①に記載のとおり、以前は調査基準日である10月1日から2週間以上前に調査関係資料を配布していたのですが、調査票を紛失する、また、問合せが多く寄せられるなどの支障が出たということでした。また、土日を多く入れることで、調査員が対面に対応できる可能性を高めるためという理由もあるとのこと。

もう一つの変更は、調査期限から督促開始までの期間を1週間以上確保するということが計画されております。同じ図表5の【2】の部分になります。前回調査では、調査票の提出期限が終わるとすぐに回収が始まっておりましたが、これを提出期限から督促開始まで、図表5の黄色のところになりますけれども、朱書きで【2】としているところですが、1週間以上空けた上で、その後督促に入るという計画になっております。この理由については、アの②に記載のとおり、前回すぐに督促を始めたところ、郵送回答した方に督促をしてしまうなど、行き違いが多数発生したということで、今回提出状況の確認をするための期間を設けることとしております。

これらの変更については、審査メモ9ページ目のウのところになりますけれども、令和7年調査の第1次試験調査及び第2次試験調査においては、①にありますが、調査関係書類の配布時期を調査期日に近付けることによって、提出後の修正が減少したことや、世帯での調査票紛失の減少につながった。また、調査書類の配布期間に土日を2回含めることにより、世帯に対面で説明できる機会が増え、集中して調査書類を配布できるようになるなどの円滑に調査が実施できた。②ですけれども、督促開始時期を繰り下げたことで、世帯との行き違いが減少したこと。また、督促の件数が減少したことによって、調査員の負担が軽減されたといった意見があったとのこと。

これらについては、報告者との接触機会の確保や督促時の混乱防止等に寄与し、円滑な調査実施に資するものですので、おおむね適当と考えておりますけれども、調査実施期間の具体的な実施内容について確認することが必要と考えておりますので、その点を論点としております。

事務局からは以上になります。

○津谷部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、この論点に対する御回答を、調査実施者である統計局からお願いいたします。

○中村総務省統計局統計調査部国勢統計課長 統計局でございます。この回答は5ページになりますが、回答の後ろ、別添というのがございまして、別添の16ページに国勢調査オンライン調査システムの概要というものがございます。まず、少しこちらを御説明させていただければと思います。

16ページでございます。この国勢調査オンライン調査システムと、名称はオンライン調査システムとなっておりますが、実は中に2つございまして、1つが上のオレンジ部分の国勢調査オンライン（電子調査票）ということで、これが通常の世帯がインターネット回答する際に使用する部分ということ、それから、下の緑色の部分です。利用機関システムと申しまして、国、地方公共団体、民間事業者が業務を実施、管理するためのシステムというものが別途ございます。この中に、赤で囲んでございますところが実査管理という部分、実査管理機能というものがございまして、これで回答状況の確認、それから郵送回答状況の登録等というのが、このシステムの中で管理されているということでございます。

まず、世帯の方が回答する場合、主に今オンラインと郵送ということになってまいりますが、オンラインの場合はこのオレンジ色の部分から右、回答状況登録というふうになってございますが、オンラインで回答をすると、自動的にこの実査管理システムの中にその回答状況が登録されることとなります。それから、別途郵送提出、一番右上に世帯という絵がございまして、郵送提出、その下に矢印ございまして、それで民間サポートというふうに書いてございます。これは何かと申しますと、まず郵送提出されますと、この民間のサポート、これ委託事業者がございまして、そのこのところに、まず郵送された書類が全て一元的に集まるような形になってございまして、提出された調査票をここで受け付けて、このシステムに登録をするという作業をここで行ってございます。郵送回答状況登録ということで、この登録というのが、また実査管理機能、このシステムの中に登録をされるということになります。郵送提出用の封筒の表に二次元バーコードが付いてございまして、

これが個々の世帯ごとに異なっております。世帯ごとに識別する番号がQRコードになってございまして、そこの部分を民間サポートで受け付け及び読み取り、登録するというような形になってございます。

これが大きなシステムの概要でございまして、それでは5ページの回答の方に戻らせていただきます。上から3行目のところでは、提出期限後、督促開始までの期間に、市区町村がシステムに登録された回答状況を出し、調査員等に通知することとしているということでございまして、この回答状況の確認表のイメージは、5ページの下の部分のこの絵のような形で、回収結果の欄にあるネットか郵送等というところに丸が付いてございまして、この世帯の方がどのように回答したのかが、これで一覧的に確認ができるようになっているというものでございます。令和2年のときは提出期限の直後に督促してしまったので、特に郵送の部分が、提出期限ぎりぎりに提出されたものが反映されないということで、いろいろな行き違いとかトラブル、そのようなものが発生していたということでございます。この状況を解消するにはいけないということで、併せて調査員事務の負担の軽減にもつながるということで、土日祝日に配達を行わないという郵便事情もございまして、十分な期間を置いた上で、郵送の提出がきちんと登録されることを待って、その状況を調査員に通知することで実査上の円滑な調査の実施につながるのではないかとということで、必要な期間を確保することというふうにしたものでございます。

ちなみに、次の6ページ目でございますが、第1次試験調査と第2次試験調査で、実際にこのような調査回答期限から督促開始までの間を空けて実施してございまして、この図表3のところを御覧いただきますと、例えば第1次試験調査では7月1日が回答期限でございますけれども、それが週明けで7月4日、5日、6日あたりまで、回答期限までの消印のものが来ていたということで、その登録をした上で、7月8日以降に督促を開始したというところ。第2次試験調査につきましても、同様に6月30日が回答期限でしたが、それが7月5日まで届いていたというようなところがございまして、十分な期間を空ければ、きちんとそのような期限までに届いた郵送提出のものが反映できるだろうということが確認できているということで、十分な期間を置いた上で督促を開始するということがよいのではないかとというふうに判断をしているところでございます。

説明は以上になります。

○津谷部会長 御説明ありがとうございました。国勢調査は、1920年の第1回調査から数えて、2020年の令和2年調査でちょうど100年になるということで、長い歴史がございまして、とはいえ、社会経済状況は急速に変化しており、実施方法の変更については、第3次試験調査の結果を待って、部会での審議をお願いしたいと思います。次に、調査実施期間の変更についてですが、調査員の確保が難しくなっているという背景もあり、回答方法が多様化しております。特にオンラインと郵送による回答への対応をいかに効率よく効果的に行っていくのか。回答者と実査を担当する調査員のストレスをできる限り少なくする方法を模索するために、この変更が予定されているということかと思っております。この変更については、第1次試験調査と第2次試験調査の計2回の試験調査を経て、詳しく検証されており、データもあるということです。今回のこの変更について、御意見や御質問、コメン

トや御提案などございましたら、お願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 佐藤です。御説明と御回答、ありがとうございました。曜日まで考慮して、よく練られた案だと思います。

1点質問です。図表3の試験調査の場合は、締切りが金曜日なのです。それで、月曜日にまたかなりの提出があったようなのですが、本調査は締切りが水曜日になっていまして、曜日の違いがあるのですけれども、この辺りの曜日の違いについて、どのように考えていらっしゃるのでしょうかという質問です。よろしくお願いいたします。

○津谷部会長 ありがとうございます。試験調査の締切日と本調査の日時、つまり来る令和7年10月1日付で行われる国勢調査の締切りの曜日が少し違うようだが、いかがかという御質問かと思えます。

統計局、いかがでございましょうか。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課課長補佐 総務省統計局、国勢調査を担当しております渡邊と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

回答の期限ですが、今回調査の試験調査におきましては、金曜日の回答期限までセットしてございます。本調査については、水曜日までのセットにしてございまして、その後のプロセスとすれば、基本的には郵送回答のものに関しては、順次登録をさせていただいて、セットさせていただくというふうな整理になります。土日祝日に関しましては、基本郵便局が配達を行っておりませんので、今回の試験調査におきましても、月曜日にまとめて処理をされているという傾向がございまして、いずれにしましても、本調査に向けましては、かなりの物量がございまして、適宜適切な形で処理をさせていただくとともに、リソースの確保、規模も大きいですので、その処理能力も考慮した形で、事務のプロセスを組んでいきたいというふうに考えております。

○佐藤委員 よく分かりました。ありがとうございました。

○津谷部会長 どうぞ、統計局、お願いいたします。

○中村総務省統計局統計調査部国勢統計課長 追加の補足でございまして、試験調査の場合、先ほどの図表3の方ですけれども、金曜日回答期限で、次の週の木曜日あたりで確認表出力、金曜日以降に督促というような形で、約1週間程度ということでございます。第3次試験調査、それから令和7年の本番では、更にもう少し督促期間の開始時期を延ばしておりまして、1週間以上明けて督促開始するというようにしています。先ほど渡邊から申しましたとおり、祝日の関係とかもございまして、少し多めにその期間を取ることで、より確実性を増したいというところでございます。

以上です。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○津谷部会長 追加の御説明ありがとうございます。佐藤委員、よろしいでしょうか。

○佐藤委員 はい、結構です。ありがとうございます。

○津谷部会長 郵便局は土日には集配をしていないので、郵便物が月曜日にまとめて処理される傾向があるということです。ただ、本調査は水曜日付で実施される予定であり、ち

ようど週の真ん中ということで、本調査の回答は膨大な数になると思いますので、そういう意味でも今回の調査実施期間の変更は望ましいのではないかと思います。ゆっくりと余裕を見て、督促までに時間をかける予定であるという御説明でございました。

東京都、実査を担当される側として、もし何かコメントなどございましたら、お願いいたします。

○川辺東京都総務局統計部人口統計課長 東京都でございます。先ほど御説明のとおり、ある程度、1週間、あるいはそれ以上の期間を置くという方が、恐らく実査の立場からすればありがたいかと思います。やはり督促が来てから、恐らく週末とかを使って回答される方というのも多いでしょうし、締切りの後督促が来て、ある一定期間の中で少し整理されていく中で回答の方がたまっていくというのがあるかと思えます。そうすれば、また督促とかで、行き違いとかで苦情が来るとか、そのようなものも回避できるかと思えますし、恐らくそのような一定の期間を空けていただくことの方がありがたいかなと思っております。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。実査の担当現場からも、督促期間をゆっくり取って、できる限り時間の許す範囲で、督促をされた方も時間的な余裕をもって答えられるようにしてもらいたいという要望の御確認だと思います。とくに、調査票を提出した後で督促が来るという行き違いは、回答された方にとってあまり愉快ではないでしょうし、督促する側にとってもストレスがかかりますので、このような行き違いを減らすという意味でも、今回の対応は適切だと思います。

そのほか御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この調査期間などの変更について、部会として了承することとさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、次に公表時期の変更についての審議を行いたいと思います。

事務局から、まず論点についての御説明をお願いいたします。

○山下総務省政策統括官（統計制度担当）付副統計審査官 審査メモの10ページ目になります。

前回、令和2年の調査については、新型コロナウイルス感染症や豪雨の影響ということで、当初の計画から1か月から2か月繰り下げる変更が事後的に行われておりました。今回、新型コロナウイルスの位置付けが5類感染症に移行したことなどの状況を受けまして、繰り下げていた公表日を、基本的に当初計画と同じ時期に戻すという計画になってございます。

図表6が公表時期の比較表になっております。この中で1つだけ例外がございまして、集計区分の一番上になりますけれども、人口速報集計、要計表による人口集計ということで、10ページ目のイの方に記載しておりますが、この要計表は調査員が実務上把握している世帯数や世帯員数等を集計した一覧のこととございます。この人口速報集計については、平成27年調査までは調査票を配布するタイミングで世帯員数等を聴取して、その情報により要計表を作成しておりましたけれども、令和2年調査においても、当初は同様の方法に

よる要計表の作成を計画しておりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を背景とした調査環境の変化や、調査員の事務負担軽減の観点から、実際には提出された調査票の回答に基づき要計表を作成する方法へと作成手順が変更されました。令和7年調査においても、調査員の事務負担軽減等の観点から、令和2年調査における要計表の作成方法の継続を計画しつつ、そのプロセスを整理することで、繰下げ後の時期から1か月の早期化を図るというような変更になってございます。これらについては、新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症になったことなどを踏まえて、一時的な対応としていた公表時期の繰下げを解消しようとするものでありますので、特に問題はないと考えております。また、人口速報集計の作成手順の変更については、調査員の事務負担軽減を図るものであって、おおむね適当であると考えておりますが、その内容などについて確認が必要と考えておりますので、論点を立てております。

事務局からは以上になります。

○津谷部会長 御説明、ありがとうございました。

それでは、御説明のありました論点に対する回答につきまして、調査実施者である総務省統計局から御説明をお願いいたします。

○中村総務省統計局統計調査部国勢統計課長 統計局でございます。資料3の7ページでございます。論点ということで、速報集計の作成手順の変更に係る経緯、変更内容はどのようなものかということの回答でございます。

まず、経緯でございます。人口速報集計ですけれども、平成27年調査までは、調査票に回答された情報を直接用いるのではなく、調査員が調査書類の配布時に世帯を訪問した際に、その世帯に何人住んでいますかということと、男女別、この男女別と世帯の人員数を確認してその情報を集約したものを要計表に記載し、それに基づいた集計を行っていたということでございます。この要計表は、調査票に先行して地方公共団体から国に提出されていたということで、調査翌年の2月までに速報公表を行うということが可能となっていたということでございます。しかしながら、令和2年調査におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、原則としては報告者に対面しない、いわゆる非接触の方法で調査を行うということにした関係で、調査員が訪問したときに、世帯から男女別の世帯人員を聞き取るということができなくなりました。その代替策ということで、調査票の審査の段階で、調査票そのものに記入された男女別の世帯人員を要計表に転記するという方法を取ることといたしました。その結果、要計表自体の地方公共団体から国への提出が、調査票と同時のタイミングになってしまったということで、公表時期が翌年の6月ということで、かなり後ろ倒しになってしまったというのが経緯でございます。

今回の変更内容ということでございます。従前の方法の再開の可否、つまり再開できないかということについて検討しましたが、やはり今調査環境が一層厳しくなっているという状況の中で、この世帯への訪問時に世帯から男女別の世帯人員を聞き取るということ自体が、調査の円滑な実施、それから調査員の事務負担上の観点、防犯上の観点から、非常に困難となってきたということで、これを再開することは非常に難しいというふうに判断をしたところでございます。また、令和2年調査の実施状況報告におきまして、

回を重ねるごとに体制縮小を強いられているといった御意見を、地方公共団体から寄せられるということもございまして、地方公共団体の事務負担も軽減する必要があるというふうに考えてございます。従前の方法ですと、地方公共団体は調査票に先行して要計表を提出するというところで、そのための業務があったわけですが、今回、要計表の提出は調査票と同時ということで、その部分は地方公共団体の事務負担の軽減につながるのではないかとということで、調査票の審査の方に傾注いただくことで、精度向上にも寄与するのではないかとというふうに考えてございます。

したがいまして、令和7年の調査におきまして、従前のような、翌年2月ということは非常に難しいのでございますが、可能な限り早期に公表したいというふうに考えてございまして、地方公共団体から国への調査票の提出期限、これを適切に設定することによりまして、調査翌年5月までということで、令和2年の公表よりは1か月前倒して公表をしたいというふうに考えてございます。

説明は以上となります。

○津谷部会長 御回答ありがとうございました。速報集計の要計表の作成手順については、前回の調査では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面で回収することが難しくなったという背景があったわけですが、それを抜きにしても、調査員の方々や地方公共団体の事務処理の御負担をできる限り軽減するためにも、要計表だけのために別途データを収集・作成するというステップを省略することは適切な対応ではないかと思えます。そしてその分、データの精査やその他のさまざまな作業に力を注いで、有用かつ質の高いデータを提供することに注力をしていただく環境を作っていくことが重要だと思います。御説明を聞いて、これはより効率の良い有効な作業をしていくための変更だと思いました。

これについての御意見、御質問などございましたら、お願いしたいと思います。加藤臨時委員、お願いいたします。

○加藤臨時委員 ありがとうございます。また、御説明ありがとうございました。

変更内容については、全く異議がございません。1点少しお伺いしたいのですが、この要計表、速報なのですけれども、これは本当に必要なのか、もちろん令和7年を変えるというわけではないのですが、将来的において、この人口速報集計というものがどういうふうにも実際使われているのか、ここまで重たい負担のものを、これをやる必要があるのか、具体的に何に使われているのかということを見ると、この要計表、速報の集計自体、もちろんどうなっているのかというのを途中で知りたいという感覚はあるのですけれども、この点について見直す、検討することも必要かと思いますが、いかがでしょうか。

私からのコメントは、質問は以上です。

○津谷部会長 加藤臨時委員、ありがとうございます。速報集計がどのように使われているのか、また、費用対効果を考えたときに速報集計の有用性はどうかという御質問かと思えます。

統計局、いかがでございましょうか。

○中村総務省統計局統計調査部国勢統計課長 御意見ありがとうございます。この速報でございまして、国勢調査の結果、いろいろ国、地方を問わず、幅広く利用されているとい

うことで、調査終了後、できるだけ速やかに結果を提供してほしいというニーズが強くあるというのがございます。

それで、速報値につきましては、確報値の公表前に、確報値が出るのが今9月ということで、それよりも少なくとも数か月は前に出てくるわけですが、この段階で確報値に近い結果を少しでも早く提供することで、実数だけではなくて、前回結果からの増減の方向とか、このようなことも含めて知ること、様々な政策分野において、概算値というようなところであらかじめ試算ができるようになるといったメリット等もあるかというふうに考えてございます。少なくとも、5月の公表でも4か月程度は早く御提供できるかなというふうに考えてございまして、いろいろなニーズがある中では、やはり速報値の公表は引き続き必要なというふうに考えているところでございます。

説明、以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。4月から今年度が始まり、5月にこの速報値が公表されるということは、国のみならず、地方自治体にとっても政策的ニーズがあるのではないかとことです。加藤臨時委員、いかがでございましょうか。

○加藤臨時委員 御趣旨は分かりますが、例えば実際必要であれば、ほかの統計、人口推計とかいろいろあると思います。しかも4か月後には人口基本集計が出るので、その辺り、どちらが、ワークと、それからコストとベネフィット考えて、一度検討していただけるとありがたいかなと思います。私はもう、この件についての御回答は承知いたしました。ありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

久我委員のお手が挙がっております。久我委員、お願いいたします。

○久我委員 久我です。御説明ありがとうございます。

私も先ほどの御質問と同じような質問だったのですけれども、要計表の意義というところをある程度理解をしました。やはり代替できるものもあるということで、今後、調査員の全体的な負担軽減の面も踏まえて、議論してもいい課題なのかなと思いました。

一方で、念のためにお聞きするという形なのですけれども、できる限り人口速報集計を、当初と比べれば少し遅くなってしまいうけれども、繰下げ後よりも早くということで1か月前倒しになっているわけですが、この1か月前倒しできるということについての、何か根拠といいますか、もう少しこちらについて、なぜ1か月前倒しできるのかということについて、何か情報があれば教えていただきたいということと、速報集計の意義について、少し課題がありそうな一方で、逆に今後オンライン回答などが増えていくと、ここは当初のような形で、何か業務の効率化などを踏まえて、より早くできるというような可能性などはあるのかどうか、この2点について教えていただけますでしょうか。

○津谷部会長 統計局、御回答をお願いいたします。

○宮下総務省統計局統計調査部国勢統計課課長補佐 ありがとうございます。御質問ありがとうございます。統計局の宮下と申します。よろしくお願いいたします。

御質問いただいた内容についてなのですが、まず、そもそも数か月程度前倒しということで、以前に比べるとそれほど早く速報結果は出せないですが、実際に国勢調査の

結果というのは法定利用をいろいろされておりまして、例えば選挙区の区割りですとか、地方税の算出に必要な数字となっております。そのような部局においては、確報値が出るまで何も数字がないと何も試算ができなくて、確報が出た段階でいきなり政策変更のためのいろいろな資料を作成しないといけないということで、やはり多少でも前倒しして速報を出すということについては、一定程度の意義はあるのではないかと考えてございます。

また、前は6月に公表したのを今回5月に前倒しということなのですが、その根拠というのはなかなか説明は難しいのですが、前はやはりコロナ禍で、調査票の提出スケジュールがだんだん予定よりも後ろ倒しになっていったということがあり、実際には調査翌年の4月を超えて調査票を提出されていたという状況でございました。今回、令和7年につきましては、恐らくそのような混乱は生じないと考えられますので、翌年の3月までに調査票が適切に提出いただければ、今回5月に公表は可能ではないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○**渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課課長補佐** 少し補足をさせていただければと思います。

○**津谷部会長** では、補足説明をお願いいたします。

○**渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課課長補佐** 前回のコロナ禍の段階でありますけれども、各自治体の方での審査事務がかなり輻輳したというのが1点ございます。通常であれば、審査会という形で大規模な審査会場を用意するのですが、コロナの関係でそのような会場が用意できなかったということで、審査の事務がかなり輻輳してしまったというのが1点です。

あと、久我委員がおっしゃってございました、オンライン回答が増えればかなり早くなるのではないかということは、確かに私どももそれを目指していきたいとは思っております。オンライン回答であれば、先ほどお示しましたシステムの方で管理が一括できますので、自動的に要計表の方の作成もできますので、このような速報集計という形を取るか取らないかというのを考えるところはあろうかとは思っております。

○**津谷部会長** 御説明ありがとうございました。久我委員、よろしいでしょうか。

○**久我委員** 御回答ありがとうございました。その1か月前倒しというところは、業務を担当される方の御負担が1か月で大丈夫なのかなという疑問もあったのでお聞きしましたが、調査票の回収の時期の関係で恐らく大丈夫であろうということを理解しました。

また、今後のオンライン回収率なども上がっていく中で、検討が可能な可能性というものも少し感じたところです。

以上です。ありがとうございます。

○**津谷部会長** ありがとうございます。

次、川口臨時委員、お手が挙がっております。お願いいたします。

○**川口臨時委員** どうもありがとうございます。繰下げについて、調査環境の変化ですとか、地方自治体の支援の制約上やむを得ないという事情は理解したのですが、一方で、この2月から5月に繰り下げることによって、具体的に何か差し障りが生まれないの

かというのが心配なところで、実際にはコロナの間6月に発表されていたということで、その間の経験で、何か差し障りは生まれたというようなことはありましたでしょうか。

○津谷部会長 前はコロナの影響で6月公表でしたが、それまでは2月であったと。つまり前年度中に要計表を公表していたわけですが、今回5月になることでの課題その他、支障は生じないのですかということですが。統計局、いかがでございましょうか。

○宮下総務省統計局統計調査部国勢統計課課長補佐 可能な範囲でお答えさせていただければと思うのですが、前回、もともと2月に出す予定が6月になったということで、実際には、利用者の側からすると、やはり予定どおり早く出してほしいというのは当然であったかと思えます。ですが、結果としてはそれほど、6月に出したからといって絶対駄目だという話ではなく、集計及び公表を無事終えたという状況になってございます。ですので、今回も2月から6月にしたのを5月に1か月前倒す、可能な限り早く公表するというところで、努めているところでございます。

○津谷部会長 どうぞ、統計局、追加の御説明をお願いいたします。

○中村総務省統計局統計調査部国勢統計課長 補足でございますが、先ほど宮下の方から、法定利用とか、法定人口としての利用という話がありました。政府の部局の中で幾つか、国勢調査をそうした形で正式に政策のために利用しているというところがございまして、我々としたしましては、今回このような形で5月の公表になりますということを、いわゆるコアユーザーといいたいまいしょうか、そのような利用者にも御説明をしながらやってきておりまして、今のところ、特段問題は聞いていないということでございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。もちろんデータの公表は早ければ早いほどよいわけですが、費用対効果やその他いろいろなことを考えると、公表前のデータの確認は重要だと思えます。特に国勢調査データのコアユーザーである政府の部局には、きちんと連絡して確認をとられており、特段大きなクレームは付いていないということです。

いかがでございましょうか、川口臨時委員。

○川口臨時委員 大きな問題がないことが確認されているということであれば、問題ないと思えます。ありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。大変重要な御指摘であったと思えます。

宇南山臨時委員からもお手が挙がっております。宇南山臨時委員、お願いいたします。

○宇南山臨時委員 宇南山です。ありがとうございます。

私も委員の皆様とほぼ一緒に、特に加藤臨時委員のところにも同意するところでありまして、人口速報集計、今いろいろ御説明を伺った上で、国勢調査というのはかなりいろいろな統計で使われて、統計というか、制度的に使われているということで、もちろん決まったペースで出されると決まったペースで作業ができるという意味で、みんな動かしたくないという気持ちはあるのだと思うのですが、もともとが5年に一度の調査の中で、2か月早いとか、3か月早いとかというサイクルで動くのが本当に費用対効果として最適なのかという疑問はありますので、今回というよりは、殊に長期的な課題としては、この人口速報集計というのがもう少し在り方を検討されてもいいのではないかなという印象は私も持ちました。これはコメントです。

お聞きしたいのは、もしこの要計表というものを、かつては恐らく自計ではない部分で集めた情報ということで、全く別ルートといえれば別ルートだったわけですがけれども、今、オンラインとかも含めると、要計表そのものがどういう役割を果たしているのかがよく分からないのですけれども、これは調査の管理に使われたりはしないのかというのが1点と、もしもこの要計表というものが管理などに使われるものではなくて、サマリーとしてわざわざ作られるのだとしたら、その作業を減らすことで人口等基本集計を前倒しできるような余地はないのかということで、人口速報集計の在り方を考える際には、確報がもう動かせないものというのを前提にするのではなくて、もしもこれを減らせば基本集計が少し早く出せるということなら、また考え方も変わるのではないかなと思いますので、要計表の役割についてももう少し御説明いただけるといいかなと思いました。ただ、全体としては、今回の計画としては反対するものではなく、長期的に人口速報集計の在り方について検討いただければというコメントです。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。御質問とコメントということでございます。統計局、御回答を願いますでしょうか。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課課長補佐 御質問ありがとうございます。要計表の役割なのですが、通例でありますと、調査世帯一覧表という調査員が作成する名簿がございます。そちらからの転記という形の整理をしてございましたが、昨今のコロナ禍の関係で、これからは調査票からの転記という形になります。いずれにしましても、管理簿的なものになってございまして、基本的には男女別の数等を把握する指標というものになってございますので、基本的には調査票、紙の調査票も数多く来ておりますので、そのようなものも全てデータの中で管理をするような仕組みを今構築しているということになってございます。

先ほど久我委員からの御質問ございましたオンライン化になりますと、全てそのオンラインが自動的に入力されることになりますので、そのような管理が全て行えるような形になれば、委員の皆様のお懸念でございます費用対効果も軽減されますし、事務の負担軽減という形にもつながってくるものと、事務局としては考えているところでございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。そのほか、何か追加の御説明はございませんでしょうか。統計局、お願いいたします。

○宮下総務省統計局統計調査部国勢統計課課長補佐 1点追加なのですが、仮に要計表の集計がなくなった場合に、確報を早く公表できるかというところなのですが、基本的には現状も速報と確報はほぼ並行して集計作業を行っておりまして、速報がなくなったからといって、確報が驚くほど早く公表できるというわけではないというところでございます。

○津谷部会長 宇南山臨時委員、いかがでございましょうか。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。現状は了解しました。これからオンラインがまた進展次第で、5年後、10年後に検討ができればと思います。ありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。国勢調査は最も第一義的な世帯調査ですが、公

的統計基本計画で示された目標として、世帯調査のオンライン回答率を5割まで引き上げるということがあります。しかし、現状は4割弱です。今回の国勢調査は簡易調査ですが、次回や次々回の調査でも、オンライン回答率を上げるための努力を続けて下さるようお願いしたいと思います。オンライン調査は情報の精度の高さや事務処理負担の軽減など、いろいろな効果があります。調査のオンライン化が進み、回答者の方々もオンライン回答に慣れてこられれば、オンライン調査は非常に便利なものになってまいります。統計委員会としてもオンライン化を推進しており、これは政府の公的統計作成の方針ともなっておりますので、そのための対応を頑張っていっていただきたいと思います。そして、そのための支援をさせていただきたいと思っております。

宇南山臨時委員、ありがとうございます。今後の国勢調査に向けて、中長期的に考えていくべきさまざまな課題について、構成員の皆様から貴重なコメントや御意見をたくさん頂きました。社会情勢や人口変動は急激であり、そのなかで国勢調査の意味や役割について考えていくことが必要とされています。社会変化に対応した有効かつ効率のよい変更が必要だと思います。では、人口速報集計を除いて、公表時期を前回調査の当初計画の変更時期に戻すということについて、特段の御異論、御異議はなかったと思いますので、これについても承認するという事でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。以上で、今回予定されている計画の変更のうち、第3次試験調査の結果を待つ必要のある調査方法の変更以外の項目についての審議はすべて終了いたしました。

これまでで、何か少し言い忘れたとか、ここで一言言っておきたいことなど、ごさいますでしょうか。東京都、お願いいたします。

○川辺東京都総務局統計部人口統計課長 東京都でございます。先ほど少し1つ、舌足らずで言い忘れたところがあるのですが、調査の回収から督促までに一定期間を置いていただくというのは、当然それは必要なことかと思うのですが、その結果、その督促の期間というのが当然短くなっていくのもございまして、そのところで事務が集中すると、やはりそこも負担につながってしまうかと思っておりますので、例えば督促のやり方とかも少し簡素化していただくとか、そのようなところも含めた検討というのも、自治体の負担軽減という意味で御検討いただければありがたいかなと思っております。

補足は以上です。

○津谷部会長 東京都からの御要望にあるように、締切りから督促までの期間も含めて調査実施期間中の作業はできる限り平準化されるのが望ましいわけですが、作業にある程度波が出るのは避けられません。ですので、過重な負担が生じないように、試験調査や地方自治体担当者の聞き取りなどを通じて、できるだけ円滑な実施ができるように、これからも改善の努力を続けていただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。統計局、何かございましたら。

○中村総務省統計局統計調査部国勢統計課長 貴重な御意見ありがとうございます。御指摘のとおり、やはりいろいろな形で事務負担の軽減を図らなければならないと我々も強く認識をしておりますので、いろいろと策を講じていくことができればと考えてござい

す。

○津谷部会長 ありがとうございます。先ほども申しましたが、以上で、今回予定されている計画の変更については、調査票の郵送配布の導入を除いてすべて審議が終わりました。

本日は、まだ時間ございますので、引き続いて、前回の答申で示された「今後の課題」への対応状況についての確認に入りたいと思います。

まず、審査メモの12ページの（1）であるオンライン調査の更なる利用促進方策の検討について確認したいと思います。これについて、事務局から前回答申時に示された課題の御説明をお願いいたします。

○山下総務省政策統括官（統計制度担当）付副統計審査官 それでは、審査メモの12ページ目になります。前回の答申、令和元年の9月で示された検討課題への対応ということで、課題としては4つございまして、そのうちの1つ目ということで、オンライン調査の更なる利用促進という課題が付いてございます。

これに対する総務省統計局の対応についてですが、12ページ目のアと、図表7にございますとおり、前回の令和2年調査において、コロナ禍によって報告者と接触しない方法での対応がより強く求められたということで、そのため多くが郵送回答に流れてしまい、オンライン回答率は前々回の平成27年調査と比較して大きな伸びは得られなかったということで、このようにオンラインが伸びなかった理由として、統計局としては、コロナ禍でオンライン回答を推奨する機会自体が少なくなってしまったことなどを要因として挙げているところでございます。

次に、審査メモ13ページ目になりますけれども、13ページ目のイと、図表として8と9がございしますが、図表8を見ていただければと思いますけれども、第1次・第2次試験調査の際のオンライン調査に係る検証内容を図表8の方で示しております。図表9でその結果の一部を示しております。図表9を見ていただくと、回収方法に占めるオンライン回答の割合と、年齢階級別を示してございますけれども、60歳以上で見ますと、年齢が上がるにつれて、オンライン回答をした世帯の割合が低くなる傾向にあるようでございます。また第2次試験調査では、新たに新機能ということで3つ追加して検証しているということでございますけれども、一時保存機能については、本体の調査の規模になると未回答、一時保存をしたまま回答完了しないという方の件数が相当数発生する可能性があるということで、これについては導入を見送ることとしたとしております。

総務省統計局では、これらを踏まえて、具体的には審査メモ13ページ目の下のウになりますけれども、オンライン調査の利用促進方法として、①ですが、オンライン調査システムの機能改善ということで、QRコードダイレクトログイン機能及びパスワード再発行機能の追加ということと、14ページ目になりますけれども、②として、外国人、視覚障害者向けの機能の実装、あと③、前回コロナ禍で対応ができなかったオンライン回答推進のための環境整備と、この3点を実施する予定としております。これらの対応については、オンライン調査の利用促進方策として否定するものではございませんけれども、特に③の高齢者世帯が多い地域を中心とした地域に密接した施設へのオンライン回答支援ブースの設

置については、どのような理由から設置するのか確認することが必要と考えてございます。また、国民におけるスマートフォンの保有状況ですけれども、全体で90.6%、65歳以上でも78.9%という状況を踏まえますと、スマートフォンを用いた回答の推進のための方策が効果的とも考えられます。このため、利用促進のための取組が実効性のあるものになっているかなどについて確認する必要があると考えて、論点を4つ立ててございます。

事務局からは以上でございます。

○津谷部会長 論点の御説明、ありがとうございました。

それでは、これらの論点に対する回答について、調査実施者である総務省統計局から御説明をお願いいたします。

○中村総務省統計局統計調査部国勢統計課長 統計局でございます。資料3の8ページ、御覧いただければと思います。

まず、このオンライン調査の更なる利用促進方策の検討の論点、4つございます。1つ目でございます。60歳代以上でオンライン回答率が低調である理由について、試験調査で意見聴取等しているのかということでございます。回答でございますが、試験調査で特段の意見聴取というのは行っておりませんが、令和5年度、昨年度実施しました広報に係る調査研究の中で、60歳以上の高齢者に対してアンケートを行ったところでございます。それによりますと、オンライン回答しなかった理由として、「従前から紙の調査票で回答してきたから」や、「紙の調査票での回答が楽だから」等の意見が多くなってございます。要は、今までこれで回答してきたからということかと思っております。高齢者のオンライン回答を促進していくためには、やはり紙の調査票による回答からオンライン回答への意識変容、つまり、こちらの方が簡単ですよ、便利ですよというところを実感というか、体感していただくとすごく分かるのかなというところで、様々な広報媒体でPRということで、当然いろいろなポスターやイベント、例えばイベント会場で具体的にスマホの二次元バーコードで読み取っていただき、簡単にできることを実感していただく、そのようなところでPRをしていくとか、あとはこのオンライン回答支援ブース、先ほど審査官室の方からの説明もございましたが、要はブースを様々なところで設置して、支援できるような環境整備、このようなことを推進することも考えているということでございます。こちら、後ほどもう少し詳しく説明をさせていただきます。

続きまして、論点の2つ目、オンライン調査システムにアクセスするスマートフォン等の端末において、回答しやすい画面構成、デザイン、操作性など、前回調査時からどのような改善見直しが図られているかということございまして、こちらは添付資料の方が分かりやすいかと思っておりますので、別添資料の17ページ、御覧いただければと思います。

国勢調査オンライン（電子調査票）のデザイン等の見直しということでございます。左側が令和2年調査のスマホの回答画面で、右側が今回、現在作成している令和7年調査の回答の入力画面ということでございます。まず、真ん中の見直しの下にある赤枠のところ、4つ、書いてあることございますが、まず回答の進捗状況が分かるようにステップナビゲーションを表示ということで、今どの段階にあるのかが分かるようにしたということ、それから設問の選択肢（ラジオボタン）を垂直に配置し、この選択肢を見やすく表示する

ことによる操作性の向上、あとは選択した選択肢の背景色も含めて色を付けるということで、視覚的にも分かりやすくするというので、誤操作、誤りを防止することができる、それからその下、回答入力に進捗が分かるように、全項目に対する何項目かということで、今どこまで進んでいるのかが分かるようにする。一番下、設問の選択肢と同様に、ボタン配置を垂直に配置して、タップしやすいというふうに調整をさせていただきます。いろいろな今までの知見を活用しまして、少しでもやりやすい、回答しやすいような形へのデザイン等の見直しを考えているということでございます。

先ほどの、資料3の方に戻りまして、論点の3番と4番でございます。まず論点の3番が、オンライン回答を促進するため、全世代に向けてスマートフォン等の端末利用へ誘導することが重要と考えるが、どのような対応を講ずる予定か。また、特に高齢世帯に向けた対策は検討しているかということ。4番目としまして、オンライン回答促進に向けて具体的な取組を考えているか、全国的に横展開できる取組はあるかということでございます。幾つかございますので、それぞれ括弧囲みになってございまして、ポイントを紹介させていただきます。

まず、スマートフォン等への誘導ということで、調査関係書類のデザイン、記載内容の工夫ということでございます。オンライン回答の促進のためということで、調査書類の封筒や、中に封入する書類、ナッジ的手法を用いてということで、オンライン回答に少しでも誘導するように、デザインですとか、記載を工夫することとしてございます。例えば、まずオンラインが便利であるということを書き、その後それ以外の提出方法もあることを書くといったところとか、少し工夫をしているところでございます。

この9ページ目の一番上で、特に具体的に御紹介させていただきたいのが、インターネット回答依頼書の工夫というところでございます。こちら別添資料の20ページを御覧いただければと思います。

こちら、第2次試験調査結果を踏まえた調査関係書類の見直しと書いてございます。第2次試験調査を行った結果、横浜市のインターネット回答率が平均よりもかなり高いという結果が出ましたということで、これが資料3の方の10ページ、図表の4を御覧いただければ一目瞭然という感じなのですが、横浜市の戸塚区だけ、オンライン回答率が45%ということで非常に突出しており、広報せずにこのレベル感というのがすごく高く、5割を目指せるのではないかというぐらいであり、平均が約30%でしたので、かなり高い回答割合が得られたということで、横浜市に具体的にどのような取組を行ったのかということで、いろいろとお話を伺いました。その書類が、先ほどお示ししました別添の20ページの左側になります。

(システム不調で中断)

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 事務局です。もう少々お待ちくださいませ。

○津谷部会長 オンラインで御参加いただいている委員の皆様、もしお手元に資料をお持ちでしたら、別添の20ページにある、第2次試験調査結果を踏まえた調査関係書類の見直しという部分をご覧ください。今、画面に提示されているのは、これに関連するものです。

そして、審査メモで示された論点に対する統計局からの回答は、資料3の10ページに記されています。この資料の10ページに示されているように、横浜市戸塚区のオンライン回答率が図抜けて高かったため、横浜市の担当者に聞き取り調査をされたということで、その結果に基づいて行われた改善が別添の20ページに示されています。今、画面が回復しました。では、統計局、お続けください。

○中村総務省統計局統計調査部国勢統計課長 今表示されております別添の20ページでございます。この左側の資料は第2次試験調査で横浜市が作成した資料ということでございまして、ポイントが2つございます。ポイントの1つ目が、この「総務省統計局及び横浜市からご協力をお願い」ということで、調査対象の皆様と、関係性が近い地元の役所からの御協力をお願いということを書くことで、少し身近に感じていただくということ、ポイントの2としまして、利用者の満足度98%、これは令和2年の国勢調査でインターネット回答された方の98%が次回もインターネットでの回答を希望していますということで、1回使っていただければ、すごくそれを体感いただけるということが数字上表されているということと、あとは便利ですよといったことを大きく書いているということでございました。

これを踏まえまして、第3次試験調査のインターネット回答の依頼書というものがございまして、この依頼書の上段部分について、まさにこの横浜市のそのような知見を活用して工夫できないかということで、「総務省統計局及び〇〇市からのご回答のお願い」ということで、ここに具体的な市、実際本番には市町村ということになりますが、その名前をここに印字される仕組みというのを導入、これはいわゆる可変印字というのですか、それぞれの市に応じて変えることができる印字ということで、このような仕組みを導入すると。あとは簡単、便利なインターネットでの回答をお願いしますということと、利用者から好評ということで、先ほどの98%が回答したいと答えているといったところの要素を盛り込んだ書類を今回作ってみたということでございます。第3次試験調査がちょうど終わり、今督促を少しやってございますが、またこの結果につきましても、9月の部会で御報告できるかなというふうに考えてございます。

これがインターネット回答依頼書の話でございまして、あとはシステムの改善で、ログイン方法の見直しということで、こちらも別添資料の18ページ、御覧いただければと思います。

このログイン方法ですけれども、令和2年国勢調査の段階で、QRコードからの読み取りというのは既に導入をしておりましたが、ログインID、それからアクセスキーについては手動で入力する必要がございまして、この段階で少し分からないということで、オンライン回答を断念されたケースというのが多く見られたということでございます。今回、令和7年の国勢調査、この下の方でございまして、個々の世帯と関連付けをさせていただきますQRコードを印刷してございまして、そうしますと、ログインID、それからアクセスキーが自動入力されるような仕組みになってございます。これによりまして、「次へ進む」とか「ログイン」、これを押すだけで、入力を始めるところに行き着くということでございまして、本当にスマホでQRコードを読み取れば、ログインの障壁、ログインの手間とい

うところが大幅になくなるということになってきますので、この機能改善でかなりオンラインを、簡単、便利というのがよりPRできるかなというふうに考えてございます。

あとは資料3の方の文字のところ、高齢者等対策（オンライン回答支援ブースの設置など）ということをごさいますして、昨今高齢者スマホ所持率、確かにスマホ、たくさん的高齢者の方もお持ちになってございますが、やはり使い方という面でいきますと、通話や、メッセージのやり取りのみで、文字入力が生じる操作は少し忌避感というのを生じているというような可能性もあるということ、単純な広報で呼びかけるだけでは効果は限定的ではないかといったこと、あとは地域によっては、そもそもインターネット環境を持っていないという高齢者も多いのではないかというふうに考えてございます。ですので、そのような方、そもそも環境を有していない方、もしくは操作に不安のある方、このような方を支援するために、特に高齢者世帯が多い地域を中心としまして、地域に密接した施設、例えば郵便局等ということで、オンライン回答支援ブースを設置していただくことで、オンライン回答できる設備とこれを支援する場所、ここを用意することで環境を整備して、これによって、高齢者世帯にも少しでもオンライン回答いただけるような取組をしていきたいというふうに考えてございます。それからコールセンターの方でも、世帯から要望等あった場合には、オペレーターの方でオンライン回答支援を行う、そのようなことも想定をしているということでございます。このような形で、高齢者にも少しでもオンライン回答していただくような工夫、取組を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

長くなりましたが、説明は以上となります。

○津谷部会長 詳細かつ具体的な御説明、ありがとうございます。前回の国勢調査のオンライン回答率は37.9%でしたが、前々回の平成27年調査と比べてあまり変わりませんでした。前回の調査はコロナ禍のなかで実施されましたので、オンライン回答率は相当大きく伸びるのではないかと期待しておりましたが、少し残念な結果でした。今回は、オンライン回答率50%を目指して、試験調査を通じていろいろな努力を積み重ねられているということでございます。

ただ今の御説明に対して、御意見や御質問をいただければと思います。

富田委員からお手が挙がっております。富田委員、お願いいたします。

○富田委員 御丁寧な御説明ありがとうございます。オンライン回答が頭打ちである以上、電子調査票の工夫、改善というのは本当に大切だと思います。私の方から少し御参考になるかどうか、細かい点なのですけれども、1つ御提案をさせていただきたいと思えます。

オンライン回答の場合は、紙と違って全体の回答のボリュームというのがなかなか見えにくいのです。そこで、どのぐらいこの回答に時間を要するか、それを示唆すると、より効果的なのではないかと思いました。実際私どもの大学でやっている調査等でも、オンラインに変えても回答率が伸びないということがございました。学生を目線で考えますと、やはり最初の画面からは、いくつぐらいの質問があるのか、そしてどのぐらい時間がかかるのか見えてこない。回答を始めてみたら意外と時間を取るの、そこでやめてしまった

というような事例がたくさん散見されました。そこで先ほどの御説明の画面ですが、入力
の進捗状況は分かるようにはなっておりますが、全体の回答に必要とされるおよその時間
等付加すると、多少回答率の向上につながるのではないかと。小さい御提案ですけれども、
御検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○津谷部会長 富田委員、ありがとうございました。統計局、御回答やコメントがありましたら、お願いいたします。

○中村総務省統計局統計調査部国勢統計課長 富田委員、ありがとうございます。およそ
の時間ということでございますが、結構世帯規模によっても少し変わるところはあるかと思
いますけれども、恐らく単身世帯、1人世帯でしたら10分とか15分あれば回答できるの
ではないかということはございますので、今、オンラインのシステムの中で入れるという
のは、開発の問題もあってなかなか難しいかもしれませんが、例えばQ&Aとか、もしくは
は広報の中、どこかでそのようなことができないか、検討をしてみたいと思います。

○津谷部会長 富田委員、いかがでございますか。よろしいでしょうか。

○富田委員 ありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

では、川口臨時委員からもお手が挙がっております。川口臨時委員、お願いいたします。

○川口臨時委員 どうもありがとうございます。非常に意欲的に電子化へ人々を誘導する
ということで、素晴らしいなと思いました。それで、横浜市の成功事例などを参考にされ
て、それを生かしていこうというような取組も素晴らしいなと思いました。

今回のこの話は、恐らくその統計の回答だけにとどまるものではなくて、行政のデジタ
ル化というのを進めていく上で、どうしてもデジタル化しにくい人々がいて、そういう人
たちに対してどういうふうアプローチしていくのかということについても、知見を与える
経験なのではないかなと思いました。ですので、今回いろいろなPRの手段などを取り
組まれたりとか、高齢者向けのブースを作られたりとか、アクセスを向上させるような取
組をされるわけですけれども、そのようなものが電子化、オンライン回答率にどのような
影響を与えたのかということをしっかり振り返って、それがほかの取組にも展開できるよ
うな形で取りまとめられるとよいのではないかなと思いました。そのようなことを想定し
ながら、あらかじめデータを集めておくというようなことをしておく、今回の取組が国
勢調査だけにとどまらない、大きなインパクトを持つのではないかと思いました。

以上です。

○津谷部会長 大変有意義なコメントをありがとうございます。統計局、お答えがござい
ましたら、お願いいたします。

○中村総務省統計局統計調査部国勢統計課長 ありがとうございます。本当に御指摘、お
っしゃるとおりだと思いますので、我々としても今回の国勢調査で、いろいろな取組でど
の程度効果が上がったかというところをしっかりと検証しまして、行政のほかの取組にも
横展開できるように、しっかり取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。国勢調査は公的統計調査の中で一番予算が大きい

く、準備の期間も長く、そして試験調査の回数も重ねることができるという意味で、いろいろな検証が可能です。国勢調査は総人口を対象にした全数調査ですので、質問項目の数は限られており、調査票の構造も比較的シンプルです。そのため、デジタル化についての検討に適していると思います。先ほども申しましたが、調査のデジタル化は政府統計全体が目指す方向性ですので、この情報を水平展開、つまり政府の他部局や地方自治体と共有していただいて、貴重な情報を生かしていただきたいと思います。

川口臨時委員、そのほかよろしいでしょうか。

○川口臨時委員 特にありません。ありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

宇南山臨時委員からもお手が挙がっております。宇南山臨時委員、お願いいたします。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。オンラインの促進は非常に重要な課題だと思いますし、様々な取組をされているのは素晴らしいことだと思います。

少し確認させていただきたいのは、資料2の方の13ページにあります、年齢階級別に見た回収数全体に占めるオンライン回答の割合というところなのですが、ここでいう年齢階級というのは、世帯主ということなのでしょうか。それとも世帯員を含めて、その人口に占めるということなのでしょうかという質問です。どういうことかといいますと、この数字を見ると比較的高そうで、問題があるのは70代、80代、とはいえ人口が多い層なので、ここのところやはり上がっていかないとどうにもならないかなと思っています。ここで、むしろ十数%、80代で14%ぐらい答えている方々がどういう方々なのかということ、世帯に対して調査票というのは配布されるので、たまたま同居している相対的に若い方が、80代の方も代理でというか、代表して記入した結果が14%なのか、それとも80代の方が御自身で打ったのが14%ぐらいありそうだという話なのかということによって、対応も違うのかなと思いました。最終的には答える人が、御自身で必ずしもやる必要はないので、その支援ブースみたいなものが充実すると80代の方も答えやすいのかなと思ったのですが、現状把握のために、今どういう状況なのか教えていただければと思いました。

以上です。

○津谷部会長 御質問ありがとうございます。統計局、御回答をお願いいたします。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課課長補佐 回答させていただきます。年齢階級別に見た回収数の全体に占めるオンライン回答の割合ということで、これは回答者の世帯主の年齢階層になっておりまして、先ほど御質問ありました80歳以上の方が14.2%ということで整理させていただいています。傾向から見ますと、年々、5年置きに国勢調査やっておりますが、やはり高齢者の方につきましても、大分インターネット回答の率は上がってきています。ただ、今見ております60歳代も34%台をキープしておりますが、前回の令和2年ですと、ここら辺が二十数%という数が出ている傾向もありますので、パソコン世代が大分上がってきているというのが1つです。70歳代、80歳代の方については、オンラインで回答されている方については、孫とか、そのような方からの手助けもあってやっていただいているというところはあるかと思いますが、いずれにしましても、単身者の高齢化もかなり増えてきていますので、このような支援策も今後講じていかななくてはいけな

いというふうに考えてはおります。

○津谷部会長 ありがとうございます。この割合は世帯主の年齢から見たものですので、80歳以上については、同居している子や孫がオンラインで回答していることもあるかもしれないということでございます。

宇南山臨時委員、よろしいでしょうか。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。私としては、この調査のオンライン回答システムは、すごくよくできたシステムだと思っていて、すごく使いやすいと思うので、その意味ではシステムの改善で対応できる部分というのは、もはやそんなに残っていないのではないかと思うと、70代、80代の方に対する対応というのは、やはり、挙げていただいている支援ブースであるとか、何か高齢者の方が集中的にいらっしゃるような施設であるとか、そのようなところの取組というのは重要になるのかなというふうに感じました。

○津谷部会長 貴重な御意見、ありがとうございます。宇南山臨時委員の御意見に対して、統計局、コメントはございますでしょうか。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課課長補佐 おっしゃるとおりでございます。やはり70歳代、80歳代、おおむね年金とか、そのような支援を受けている方というのかなり多くなっているかと思えます。今回の回答ブースも、郵便局を活用しまして回答ブースの設置をさせていただいて、試験調査をやらせていただいておりますが、やはり年金とか受給の方につきましても、郵便局などの活用も数多くあろうかと思えますので、そのような利用者の多いところに回答ブースの設置を試みていきたいというのが1つです。

また、地方との連携もございまして、地方の行政サービスセンターとか、そのようなところも連携しながら、回答ブースの設置等も検討していきたいというふうに考えております。

○中村総務省統計局統計調査部国勢統計課長 加えて、これも1つの取組なのですが、広報としても、ちょうどこの9月というのは敬老の日がございますので、このようなところで、今ちょうど国勢調査の時期ですよ、インターネット回答できますよというところを言って、例えば孫に手伝っていただけるような取組をPRするといったところも少しできればなというふうに考えているところでございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

宇南山臨時委員、よろしいでしょうか。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

加藤臨時委員からもお手が挙がっております。加藤臨時委員、お願いいたします。

○加藤臨時委員 ありがとうございます。このようにオンライン回答に誘導していくというのは、本当に統計委員会をはじめ、全体的な総意だと思います。国勢調査の中でもナッジを使うということなのですが、ナッジを使うことももちろん当然なのですが、例えば、なかなか難しいかもしれませんが、今回の国勢調査ではオンラインはこのぐらいの目標でできたらみたいな、広報として50%を目指していますというようなところを直接出すというのも1つの考え方かなと思っています。やはり受ける側からすると、オンライン

を推奨しているということをはっきり分かるような形での広報というのも、今後検討していただければと思っております。

私からは以上です。

○津谷部会長 この御意見に対して、統計局、御回答はございますか。

○中村総務省統計局統計調査部国勢統計課長 貴重な御意見ありがとうございます。おっしゃるとおりで、先ほど津谷部会長からも御指摘いただいているとおり、基本計画でも、世帯系の調査で50%目指してということは書かれてございます。我々として、当然50%を目指したいというふうに考えてございます。どこまでそれを対外的に大々的にできるか、また中でも検討しながら、可能であればそのようなことも打ち出すことも考えていきたいというふうに考えてございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

加藤臨時委員、いかがでございませうか。よろしいでしょうか。

○加藤臨時委員 ありがとうございます。結構です。ありがとうございます。

○津谷部会長 そのほか何か御意見や御質問はございませんでしょうか。オンライン調査の更なる利用促進方策の検討は、前回の答申で示された最初の課題でございませうか。よろしいでしょうか。

それでは、この前回答申で示された課題1のオンライン調査の更なる促進への方策については、特段の御異議はなく、むしろ大変よくやっているのではないかという前向きな御意見やコメントを頂いたと思います。とはいえ、これから考えていただきたい調査の方向性や中長期的な課題などについて、多くの具体的な御質問や御提案を頂きました。次回は大規模調査になりますが、これらの儀意見や御提案に留意して進めていただければと思います。

以上、この最初の課題への対応については、了承を頂いたということでよろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

部会の終了予定時間まで若干時間がございませうが、審議内容がちょうど切りがよいところに来ておりますので、ここで今回の部会審議は終了とさせていただきたいと思っております。

本日の審議内容を簡単に取りまとめますと、調査事項の変更は2点あり、それらは調査実施期間の変更と公表の期日の変更についてです。これらについて、部会としてすべて了承いたしました。そして、前回答申で示された課題への対応の最初の課題であるオンライン化の更なる促進への方策についても、了承いたしました。

また、今回の部会では、国勢調査をめぐる中長期的な課題について、複数の御質問や御提案をいただきましたが、次回の部会で再説明が必要な宿題はなかったと理解しております。

本日の審議結果は、後日、作成する答申案に反映させていただきます。

次回の第2回部会は、8月1日木曜日の10時から開始される予定です。そこでは、本日審議できなかった前回答申の課題の残りの部分についての審議から始めたいと思っております。そして、現在、第3次試験調査により検証中である調査方法の変更、具体的には郵送によ

る調査票配布の導入についてですが、これについても可能な範囲で審議させていただきたいと思っております。さらに、答申案についても、作成可能な範囲で確認を行い、御議論いただく可能性があることをお含みいただければと思います。

また、本日の部会審議の内容に関して、追加の御意見やお気づきになった点などございましたら、時間が短くて恐縮ですが、今週の金曜日、7月12日の正午までに、事務局に電子メールなどで御連絡をいただければと思います。

なお、本日の部会の審議結果は、今月下旬に予定されている統計委員会において、私から報告させていただきます。

私からは以上です。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から御連絡をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 御審議ありがとうございました。

次回の部会は、今部会長の方から話がありましたとおり、8月1日木曜日の10時から、今回同様、実参加とウェブの併用による開催を予定しております。

また、お話がありましたけれども、追加の御質問やお気づきの点等ございましたら、7月12日、今週金曜日の正午までに、メールにより事務局まで御連絡をお願いいたします。

本日の配布資料は、次回以降の部会でもまた審議資料として利用しますので、保管していただきますようよろしくお願いいたします。

最後に、本日の議事録につきましては、後日、事務局の方で作成次第、別途メールで御照会いたしますので、こちらにつきましても御確認の方、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○津谷部会長 それでは、以上をもちまして、本日の部会は終了といたします。活発な御議論や有用な御提案をたくさんいただき、本当にありがとうございました。次回の部会審議もよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。